

第一集会所使用料金表

平成26年6月1日改定

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~21:00	9:00 ~21:00
2階大広間(洋間) 35畳	1,500	1,500	1,700	3,600
和室(大) 15畳	600	600	700	1,600
和室(小) 12.5畳	500	500	600	1,400
1階大広間(洋間) 35畳	1,500	1,500	1,700	3,600
和室・10畳	500	500	600	1,400
調理室 14畳	1,000	1,000	1,100	2,400
会議のみ	500	500	600	1,400

(注意事項)

使用に当たっては、管理規則第2条(目的)、第7条(使用許可の制限)、第8条(使用者の遵守事項)及び第9条(損害の補償)に反することのないよう留意すること。

(特別料金)

- * 羽曳が丘町会連合会所属以外の町会が使用する場合 100%
- * 塾の経営その他指導者が報酬(月謝)を受けている場合 200%
- * 羽曳が丘町会連合会に所属する町会以外の各種団体等(個人を含む)が使用する場合 200%
- * 業者が営業・宣伝のために使用する場合 300%
- * 2階和室大・小は老人憩いの家として毎日午前9時より午後4時30分まで老人の使用に供した場合は無料とする。(維持管理費として200円の負担が必要)

ただし、申込等の諸手続は所定の用紙にて行うこととする。

* 連合会役員会、理事会及び連合会に所属する町会が、町会役員会や町会総会で使用する場合は無料とする。
また、緊急避難の場合も同様の扱いとする。

- * 葬儀使用の場合は、2日間で1階のみ50,000円とする。

(附則)

平成28年9月以降葬儀時の駐車場使用料は無料とする。